

# 令和3年度第4回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和3年6月2日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

## 第4回定例会議事日程

- 1 日 時 令和3年6月2日(水)午前9時30分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
  - 第1 第17号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
  - 第2 第18号議案 令和4年度(2022年度)八王子市立中学校・義務教育学校(後期課程)使用教科用図書採択要綱について
  - 第3 第19号議案 令和2年度(2020年度)八王子市教育委員会表彰について
  - 第4 第20号議案 いじめを許さないまち八王子条例第13条第2項に基づく再調査報告書に示された再発防止に向けた5つの提言の取組について
  - 第5 第21号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「桑都日本遺産センター八王子博物館」の開館時間の変更について
- 4 報告事項
  - ・いじめ対応等に係る示談交渉事案の代理人の選任について  
(教育総務課・教育指導課)
  - ・令和2年度(2020年度)八王子市学力定着度調査の結果について  
(教育指導課)
  - ・令和3年度(2021年度)八王子「宇宙の学校」の中止について  
(こども科学館)

---

出席者

教 育 長

安 間 英 潮

教育長職務代理者

笠 原 麻 里

委	員	柴 田 彩千子
委	員	伊 東 哲
委	員	川 島 弘 嗣

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	小 柳 悟
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	松 土 和 広
学 校 給 食 課 長	田 倉 洋 一
学 務 課 長	山 田 光
教 育 指 導 課 長	大日向 由紀子
特別支援・情報教育推進担当課長	鳥 越 克 彦
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	鴨 狩 淳 一
統 括 指 導 主 事	北 川 大 樹
生涯学習スポーツ部長兼図書館部長	音 村 昭 人
中 央 図 書 館 長	高 野 芳 崇
教育指導課指導主事	志 村 亮 介
教育指導課指導主事	大野木 寛
教育指導課指導主事	鈴 木 篤
教育指導課指導主事	山 崎 晃 司
文化財課課長補佐兼主査	岡 部 雅 洋
教 育 総 務 課 主 査	長 井 優 治
教 育 総 務 課 主 任	原 口 里 紗
教 育 総 務 課 主 任	池 上 光
教育総務課会計年度任用職員	古瀬村 温 美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和3年度第4回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯や職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、川島弘嗣委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

なお、議事日程中、報告事項「いじめ対応等に係る示談交渉事案の代理人の選任について」は、一部内容変更が生じるおそれがあるため、事務局より取り下げたい旨の申出がありましたので、そのようにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項「令和3年度（2021年度）八王子「宇宙の学校」の中止について」は資料配付のみの報告といたしたいと思っております。

また、第19号議案については、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 日程第1 第17号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について教育指導課から説明願います。

大日向教育指導課長 それでは、第17号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策

委員会委員の委嘱について御説明申し上げます。

本案は、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第2条の規定に基づき、委嘱するものです。

それでは、お手元に配付してある第17号議案関連資料、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員候補者一覧を御覧ください。

令和3年4月30日をもって任期が満了となったことから、4月21日に開催されました、令和3年度教育委員会第2回定例会で決定された13名に加え、1名の委員を委嘱するものでございます。

追加で委嘱する委員は、新任で、後藤貴弓氏でございます。

後藤氏は、地域関係者で八王子市地区保護司会、学校地区担当委員会委員長でございます。保護司会の総会の開催時期の関係から、推薦をいただいた時期がほかの委員より遅れたため、追加で委嘱するものでございます。

なお、任期は令和5年4月30日までとなっております。

説明は以上です。

安間教育長 只今、教育指導課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 確認なのですが、各委員、それぞれ属性を持ってお選びになっていらっしゃるって、今、地域関係者とおっしゃられたけれども、そういう属性でこの方ということですか。

大日向教育指導課長 そうです。

安間教育長 御質疑は他にないようでしたら、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第17号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第17号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第2 第18号議案 令和4年度(2022年度)八王子市立中学校・義務教育学校(後期課程)使用教科用図書採択要綱についてを議題に供します。

本案について、教育指導課から説明願います。

鴨狩統括指導主事 令和4年度に中学校・義務教育学校(後期課程)で使用する教科書について、令和2年度末に社会(歴史的分野)の種目において、新たに文部科学省の検定を経た教科書があったことから、8月の教育委員会定例会において、この種目のみ採択をすることとしました。この採択に当たり、要綱案を作成いたしました。

今年度から、市立中学校・義務教育学校(後期課程)で使用する教科書を昨年の7月及び8月の教育委員会定例会で採択しました。

一度採択した教科書は、その後4年間、同一のものを毎年採択することとされており、今年通常であれば教育長の専決処分で採択を行います。しかし、令和元年度の検定審査で不合格となった中学社会(歴史的分野)の教科書が、その後の再申請で検定を通ったとの通知が、今年の3月に文部科学省からありました。自由社の新しい歴史教科書がその教科書です。

このような場合、法律上は新たに検定を経た教科書がある種目については、採択権者の判断によって、採択替えを行うことも可能であるとされています。

そこで、新たに検定を経た教科書がある、中学社会(歴史的分野)について、適正かつ公正で透明性の高い採択を行うことを目的に、今年度の教育委員会定例会において、改めて採択を実施することが必要と考え、そのための要綱案を策定しました。

要綱案を御覧ください。

教科書採択につきましては、要綱第2条にございますとおり、教育委員会の権限に属します。本要綱案は、教科書採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものでございます。

昨年度の採択要綱と異なるのは、下線を引きました第5条の第4項及び第5項で

す。

第4項では、社会（歴史的分野）について新たに文部科学大臣の審査を経た教科書があることから、この教科書についての東京都教育委員会の調査結果と昨年度の採択の理由や検討の経緯及び内容、観点等を参考にしながら採択していただきます。

なお、昨年度設置した資料作成委員会は設置せず、必要に応じて昨年度の委員の方に参考意見を求めることとします。

第5項では、社会（歴史的分野）以外の教科書については、法律等に基づき現在使用している昨年度採択した教科書を教育長の専決処分で採択することを記載しています。

続きまして、採択の日程について御説明いたします。

採択の時期につきましては、教科書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととなっています。

最終ページの日程案を御覧ください。

資料等を7月中旬までに準備し、教育委員の皆様へ提出いたします。特別支援学級等で使用する教科書についての協議と合わせて、8月4日の教育委員会定例会で協議、決定していただく予定です。

大変短い期間の日程となっておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

説明は、以上でございます。

安間教育長 只今、教育指導課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

新しい自由社の教科書だけでなく、既に昨年調査した教科書も併せて配付していただけるのかどうかというのは、その辺はどうなのでしょう。

鴨狩統括指導主事 昨年度の調査の結果につきましては、一覧がございますので、それと新しい自由社の教科書をセットにしましてお渡ししたいと思います。ですので、古い教科書についてはお渡しするという予定ではございません。

安間教育長 古いというのは、どういう意味で古いのですか。

鴨狩統括指導主事 失礼致しました。現行の教科書につきましては配付する予定はございません。

安間教育長 伊東委員の質問というのは、比較をしたいから、現在、候補になっているもの全てを見たいのだという至極真っ当なお話です。

鴨狩統括指導主事 それでは、候補となっている教科書を御準備させていただきまして、お渡しさせていただきたいと思います。

安間教育長 他にございましょうか。

笠原委員 準備、御苦労さまです。

ごめんなさい、聞き漏らしかもしれません。市民の皆様への公開というのは、今回はあるのでしょうか。

大日向教育指導課長 今回も6月11日(金)から7月14日(水)まで、教科書の展示会を開催しますので、そこに自由社の教科書も置くことになります。

笠原委員 ありがとうございます。

そこには、自由社の教科書だけですか、それとも私たちと同じように、今までの候補に挙がっているものが全部並べられるのでしょうか。

大日向教育指導課長 教科書センターで、今まで採択したのものも全てそろっておりますので、御覧いただけるようになっております。

安間教育長 他にございましょうか。

御質疑よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 私から1点。確認なのですが、期間中に新たに検定が通ったものがあつた場合には、この方法でやるという理解でよろしいですか。

鴨狩統括指導主事 そのように考えております。

安間教育長 はい、分かりました。

よろしゅうございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見をいただきたいと思います。

伊東委員 事務局で、こういう形で採択をすること、定められた要綱に対してどうこうということではないのですけれども、理屈から考えると、1回、もう採択したものは4年間使うということになっているのに、昨年度、ある意味では教科書会社の事情で検定が通らなかつたものを、検定が通つたからもう1回採択して、必要があ

れば、もう1回それに取り替えても良いというような形は、学校現場が混乱するのではないかなという意識は持っているのです。

そのあたりについて、これはここで言ってもしょうがないことだと思いますけれども、今後、同じようなことがないようにしていくべきではないかと、それは感想でもあり要望でもあり、そういったお話をさせていただいたところでございます。

安間教育長　　今の御意見は、国のほうに何らかの形で報告することがあると思いますから、問題提起として訴えてください。

他に御意見ございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　それでは、お諮りをいたしたいと思います。

只今、議題となっております第18号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　御異議ないものと認めます。

よって、第18号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　　それでは、日程第4 第20号議案 いじめを許さないまち八王子条例第13条第2項に基づく再調査報告書に示された再発防止に向けた5つの提言の取組についてを議題に供します。

まず、審議に入ります前に、私から一言述べさせていただきます。

平成30年9月10日、本市立中学生のかけがえのない命が失われました。まずは、この件、審議する前に冒頭、謹んで、亡くなられた生徒さんに深く哀悼の意を委員一同、表したいと思います。

そして、残された御家族の皆様の御心情をお察しし、ひたすら心からお悔やみを申し上げ、御冥福をお祈り申し上げます。

私ども5人にとっても、もっと何かしてあげられることがあったという後悔と痛恨の極みであります。

また、本件に関しましては、多大な御不安、御心配をおかけいたしました市民、関係者の皆様に改めて深くおわびを申し上げます。

特に、本市の小・中学校の児童・生徒、さらには既に卒業された卒業生の中には、憶測や思い込みから事実でない非難の声を聞くことになり、現在に至っても、そのことについては訂正も謝罪も一切ない中、今も嫌な思いをしたり心を乱したりしている子どもたちが多くいらっしゃいます。

ここに多くの市民、そして子どもたちに影響を与えたことについて、八王子市教育委員会としておわびを申し上げたいと思います。

本件については、市長の指示による公正中立な第三者の調査結果がまとまり、前回の協議を踏まえ、事務局として今後の対応策を立案しました。委員の皆様には、本日、御議論をいただき、教育委員会としての今後の対応策について決定をいたしたいと存じますので、御審議をお願いいたします。

具体的な協議に入る前に、前回、意思決定を行いました再調査報告書の教育委員会の受け止めについて確認をさせていただきます。

今回の調査では、新たな人間関係の事実や、教員の非違行為が指摘されたわけではなく、そもそもこの調査は民事・刑事上の責任追及やその他訴訟等への対応を直接の目的としているものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的と承知しているところです。

事案発生以来、学校の対応の課題は十分認識をし、教育委員会はさまざまな取組を行っておりますが、さらなる再発防止に向け、全力で今後も取り組んでまいります。

以上が、前回の協議結果でございます。

御発言はございますか。

伊東委員　　今、教育長からお話がありましたけれども、私も一言お話ししたいと思います。

この報告書を拝見してつくづく思うのは、かつて教育というのは人であると。我々は、それをすごく大切に扱って教育活動、教員養成をしてきたわけですが、やはり、この報告書を拝見して感じたのは、教育は人であると同時に組織でもあるということです。

学校の組織的な対応が図られていれば、いじめは発生していたとしても、学校全体で解決する方法がもっとあったかもしれませんし、当該生徒の内面の理解という

ものを組織として取り組み、そしてもっと子どもたちに寄り添うことができたかもしれない。

そういう意味では、一人ひとりの先生方としては、やるべきことはやれていたかもしれないけれども、それでもいじめ防止対策推進法に示されている責務については、やはりさらに高度で、教員の協働性が求められているという、そういうことではないかと思います。

学校の組織力を高めることが複雑化、多様化する教育課題の対応であるということを感じたところでございます。そういう思いで、再発防止に向けた取組をしていきたいと考えました。

安間教育長     ありがとうございます。

他にございましょうか。

柴田委員     学校におけるいじめというものは、やはり子ども同士の人間関係の中で、軽微なものも含めて全くないという状況は難しいとは思いますが、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、そして重大事態への対応という別紙2の資料にありますように、4つのフェーズ、これをしっかりとPDCAのサイクルを繰り返し検証しながら、徹底的に今後実施していくということが、より求められることと思います。

この4つのフェーズですが、1つのケースについては、このように進められるということが理想的だと思いますけれども、現実的には色々なフェーズのケースが同時多発的に学校の中で起こっていると思います。

ですので、ここを徹底的に取り組んでいくためには、特に私は、未然防止というところでただ単にいじめはいけないと子どもたちに言い聞かせるのではなく、いじめられる側、あるいはいじめる側、傍観する側、さまざまな立場に子どもたちが心を重ねて、例えばロールプレイなどでしっかりと低学年のうちから考えていく、このような環境を作るということと、仮にいじめが起こった場合も早期対応を徹底的にしていくというところで、早期対応のところでも一見解決に見える事例も、実はそうではないのだというような疑いの目も一方で持ちながら、何回も検証していくという姿勢が重要であるということを感じております。

これらは、教育課程の中だけではなくて、学校と家庭がしっかりと同一の目的、

いじめを解消するという目的を持って信頼関係の下に学校と家庭がしっかりと連携して進めていくことが、今後、求められるとっております。

以上です。

笠原委員　今回の調査に基づく提言について、非常に真摯に受け止めていかなければいけないとっております。

そもそも今も柴田委員もおっしゃいましたが、いじめは本当になくしたいですけれども、人の心に葛藤が湧くということをなくすことはできないだろうと思います。その形が例えば言葉になったり、行動になったりするといじめという形になるのでしょうが、人の心に湧くことをなくすということは、多分できない。そうすると、対処の方法に何か至らないことがあった時に、このような非常に重たい出来事になっていくのだろうと考えます。

今回、本当に貴重な、この亡くなったお子さんもそうですし、御遺族もそうですが、大切なことを私たちに教えてくださっているのだということを受け止めながら、やはりつらいですけれども、目を背けていては、いつまでたっても何も解決しないので、きちんとそれを見つめる力を持つこと。そして、何か起こった時には、このような重大なことが起こっている時に、私たち大人が硬くなり過ぎず、ここに示していただいたようなさまざまな知恵の絞り方というのは、こんなにたくさん出てくるのだということも含めて、きちんとそれに向かって対応することが、ひいては大人たちが頭をひねりながら対応していることを子どもたちは見ておりますので、それが子どもたちへの、まさに教えになっていくと私は考えます。

ですので、このような貴重なお子さんの事実、それから調査の結果、そして提言に我々はきちんとそれを見つめながら行動していくことが大切だと思っております。

川島委員　このたびの提言を受けて改めて思うのは、学校のいじめ対策委員会をしっかりと機能させていかなければいけないという、この重要性です。これを改めて思いました。

今回、課題を今回の件で洗い出して、それに対して色々な取組をしていくということなので、対策委員会のほうも、今後は独立した形で運営されるというところで、それがしっかりと機能することを期待したいと思います。

ただ、今まであまり機能しなかったというのは、実際には、やはり先生方の時間

がなかなか取れなくて、子どもに向き合う時間が少なかったということが根本と  
いうか、大本のところにあるかと思います。今回の資料にもありますけれども、  
そのところは業務の軽減、人的な支援、スクールソーシャルワーカーや、例えば、  
副校長先生の補佐、いじめ対策の担当の先生を置くことなど、そういうところでや  
っていきたいと思っています。

また、先生方に対しても、さまざま研修で意識の改革をしていただきたいので  
すが、いつも教育長がおっしゃっているように、いじめの前兆や、いじめの様子を先  
生方がキャッチアップ、拾い上げていくのがすごく大切だし、すごく難しいところ  
だと思うのです。

研修や、そういうシステムというのは作ることができるのですが、人の育  
成というのは、どうしても時間がかかるので、しっかりと進めていながら教育委  
員会としてもフォローしていきたいと思っています。

あわせて、いじめというのは私などもそうなのですが、子ども同士のトラ  
ブルなのか、いじめなのか、なかなか判断が難しいと言いますか、喧嘩なのか、い  
じめにつながってしまうのかというのは、本当に難しい判断になると思うのです。  
それは、一般の保護者も同じことが言えるので、以前と比べていじめの定義も変わ  
ってきておりますので、そこは保護者に対する周知と言いますか、認識の共通化も  
進めていかなければいけないと思います。

そういった意味で、学校あるいは教育委員会としては保護者に対して周知徹底と  
言いますか、コミュニケーションをしっかりとしていかなければいけないと思っ  
ております。

以上です。

安間教育長     ありがとうございました。

各委員から決意や期待、また思いなどお話をいただきました。

以上のような教育委員会としての提言の受け止め、これを踏まえまして、本案に  
ついての審議に入りたいと思います。

それでは、教育指導課から説明願います。

北川統括指導主事     それでは、いじめを許さないまち八王子条例第13条第2項に基  
づく再調査報告書に示された再発防止に向けた5つの提言の取組について説明いた

します。

まず、5月19日の協議を踏まえ、事務局が取りまとめた資料となっております。  
まず、別紙は1から3までございますので、資料の構成について事前に確認させていただきます。

まず、別紙1です。別紙1については、提言とこれまでの取組、今後の取組を整理したものであり、前回の協議を踏まえて修正をしたものです。

別紙2、3については、学校にお示しするものであり、この提言を法にのっとり確実に実行するために作成したものです。

別紙2については、八王子市教育委員会いじめ総合対策として、学校が見て実行できる、そのような形にしております。

別紙3については、いじめ総合対策を効果的に実行するための校務改善策とし、学校が確実にいじめ対応に関する時間、具体的には記録や共有、対応策を検討する、こういった時間を確保するための方策となっております。

また、時間の確保とともに地域との連携、そういったものも含んだものとなっております。このあたり、広く御確認、御指導、よろしく願いいたします。

それでは、詳細については担当、山崎指導主事、鈴木指導主事より御説明いたします。

山崎教育指導課指導主事 私から、前回の定例会で御協議いただいた内容を踏まえた、いじめを許さないまち八王子条例第13条第2項に基づく再調査報告書に示された再発防止に向けた5つの提言の取組の内容について、説明させていただきます。

まず、別紙1の資料を御覧ください。

再調査報告書に示された5つの提言に対する今後の取組を展開していくに当たり、日々、さまざまな職務に追われる教員にとって、子どもの様子を見取ったり、情報を共有したり、記録にまとめたりする時間を確保することが学校いじめ対策委員会を中心とした、組織的で実効性のあるいじめ対策であると考えます。

このことから、教員が子どもと直接向き合う時間の確保をテーマとし、再調査報告書で示された5つの提言についての取組を推進し、着手できるものから順次、計画性を持って実行してまいりたいと思っております。

提言1、学校いじめ対策委員会の実態調査についてですが、学校のいじめ対策委

員会が法に基づいて、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための実態のある組織として機能させるため、今後の取組として3点を実施いたします。

1点目、スクールロイヤーに協力を依頼し、各学校の学校いじめ対策委員会の実態調査を実施いたします。

委員会の設定日時、委員の構成、記録の方法、年間計画、実効的な組織とするために工夫していること等を7月中に全学校から回答を求め、8月にはスクールロイヤーによる検証を行っていただきます。

また、9月以降、スクールロイヤーによる学校いじめ対策委員会の視察を小・中それぞれ1校ずつ抽出して行います。

2点目は、学校いじめ対策委員会の実施モデルの作成と周知についてです。

学校いじめ対策委員会は、週1回の定期開催を基本とし、8月をめどに実施モデルを作成し、各学校に周知いたします。また、提言にいじめ防止対策のコーディネーター役の育成とも連動して周知するようにいたします。

なお、現在、事務局では、いじめの対応マニュアルを年度内の完成を目指して作成中であり、このマニュアルの中にも学校いじめ対策委員会の実施モデルを掲載する予定であります。

3点目は、学校いじめ対策委員会の実施報告と議事録の作成及び保存の徹底についてです。

議事録の書式の完成は8月を目指し、完成次第、各学校に周知をいたします。

議事録は、当該学校と教育指導課のみが閲覧可能なフォルダに保管をしておき、学校いじめ対策委員会を開催するたびに入力、保存することをもって市教委への報告といたします。

これによって、指導主事が随時各学校の学校いじめ対策委員会の実施状況を確認できるようにしてまいりたいと思っております。

提言2、いじめに関する教員研修の内容の見直しについてですが、まず、今回の提言を踏まえ、今後、いじめ対策として指摘され取り組んでいくことをオンライン配信にて、全教員に悉皆研修を行います。

特に、学校いじめ対策委員会を中心としたいじめに関する法に則った組織的な対応を中心テーマとして、指導担当部長と統括指導主事から決意と具体的な取組につ

いて緊急研修という形で説明をします。7月に動画を配信し、7月中に全教職員が視聴を完了するよう計画しております。

双方向的な研修の実施については、現在、各学校で実施している年3回以上のいじめ防止に関する校内研修のうち、1回をスクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー、及びスクールカウンセラー等の専門家を講師として派遣し、具体的な事例に基づき検討する内容を実施します。

それぞれの専門家の研修を各学校が受けられるように、年度ごとに講師をローテーションで回し、3年間で全ての専門家による研修を受講できるようにいたします。

令和2年度より、一部の学校で先行的にこれを実施しておりますが、講師の派遣を調整中であり、全校実施となるのは令和4年度からとなります。

いじめ防止対策の学校でのコーディネーター役の育成を目的としたスクールロイヤー等による研修の実施については、今年度は学校いじめ対策委員会の実施モデル等の周知に合わせ、8月に学校いじめ対策委員会のコーディネーター役の設置を各学校に求め、3学期に学校いじめ対策委員会コーディネーター研修を実施することにいたします。

令和4年度からは、年度当初の4月に実施することにします。なお、学校いじめ対策委員会のコーディネーター役は、生活指導主任等重要な役割を持つ教員が配置される可能性が高いことを踏まえ、学校全体での校務分掌の見直しを行うとともに、令和4年度からは生活指導主任研修を連絡会として、集合による連絡会を学期に1回、オンライン等を活用したブロックごとの協議会を学期に1回とするなど、研修の受講の負担軽減を図ってまいります。

提言3、ネット上のいじめの調査・対応の在り方の周知については、全教員向けの悉皆研修の中にインターネット上のいじめ対応についての内容を盛り込みます。

また、現在、小学校6年生向けに実施しているメディアリテラシー教育については、LINEみらい財団の提供教材を用いて中学2年生向けにも対象学年を拡大して実施をいたします。今年度は、中学2年生の授業の実施については希望制としますが、令和4年度以降は小学6年生と中学2年生で全校実施をする計画です。

なお、これについては、八王子の子どもたちの実態や発達段階に応じたインターネットリテラシー教育の実現を目指し、Google社とのインターネットリテラ

シー教育のカリキュラム共同開発に着手をいたします。

このため、今後、G o o g l e社のパートナー自治体プログラムに参加し、令和3年度の情報教育推進委員会において、このカリキュラム開発を検討事項として協議し、令和4年度に抽出学校で効果検証を行い、令和5年度の全校展開を目指します。

G o o g l e社には、本市の情報教育推進委員会のメンバーとしても参加していただきながら、包括的かつ中長期的な協働関係を築いてまいります。

児童・生徒の私物の情報機器の利用状況について、日常的に踏み込んだ調査を行うということは、特に未然防止や早期発見の段階ではなかなか難しい面がございます。しかし、現在、市が貸与している学習用端末の利用状況については、インターネットリテラシーを含む情報活用能力の育成の観点から、児童・生徒が安心かつ安全に情報機器を活用するための指導を行う機会として捉えることができます。

このことから、児童・生徒が学習用端末をどのように使っているのかを教員が把握し、管理できる仕組みを強化し、そのために必要な情報を緊急の悉皆研修等を通じて各学校に提供をいたします。

また、学習用端末には、自殺対策のための「i - F I L T E R 子ども見守りシステム」を導入し、学習用端末から自殺関連サイト等へのアクセスを試みた児童・生徒の情報が教育指導課と各学校の管理職宛てに、アラートメールとして送信される仕組みを構築いたします。

各学校、保護者に周知の上、7月までには運用を開始いたします。なお、インターネット上のいじめの対応については、特に保護者への啓発が必要になることから、小・中P T A連合会と連携し、ネット上のトラブルに関する保護者の責任や対応、子ども見守りシートの活用について周知するとともに、L I N Eみらい財団による保護者対象のワークショップ型の講習の実施を各学校に促し、その実施校を増やすなど、家庭との連携強化に取り組んでまいります。

提言4、長期不登校の生徒についての原因調査については、今後、年間30日以上欠席した全児童・生徒については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門家が、児童・生徒の特性理解や支援の手だてについて策定する個人カードに基づいてケース会議に参加します。

緊急的なケース会議については、スクールソーシャルワーカーのオンラインを活用したケース会議への参加も実現できるよう、環境を整えてまいります。

また、これまで別々に管理されていた児童・生徒の出欠状況等を把握する個票システム、及びいじめに関するアンケートや相談できる大人がいるかについてのアンケート、また、日常的な観察等から把握する、気になる児童・生徒の状況把握の調査について、いじめ防止対策の観点から、当該学校と教育委員会だけが閲覧・編集しているフォルダを別途作成し、指導主事や登校支援チームがそれぞれのデータを効率的に共有できるような仕組みを整理いたします。

児童・生徒の状況把握については、これまで年3回、各学校からデータを教育委員会に提出しておりましたが、学校いじめ対策委員会の実施後等に、随時入力することをもって提出とするということで、よりリアルタイムに各学校と教育委員会で個別の気になる事案についての情報共有を行えるようにするとともに、学校の事務手続の効率化も図ります。

この個票システムと児童・生徒の状況把握の新しい情報共有の仕組みは、6月中に構築し、運用を開始いたします。

提言5、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤラーの配置及び連携の強化については、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割や権限についての教員の理解について、悉皆研修の内容として盛り込むとともに、令和3年度中に作成するいじめ対応マニュアルに記述することで周知を図ります。

各学校の不登校児童・生徒の情報については、いじめ案件とともに学校運営協議会において報告すべき内容として、校長会等で周知をいたします。

再調査報告書においては、スクールカウンセラーの勤務日数を増やし、学校いじめ対策委員会への出席や家庭訪問に対応できるようにするよう提言がなされました。

このため、東京都のスクールカウンセラーの配置基準である267名以上の児童・生徒が在籍する学校のうち、東京都の追加配置対象とならない学校については、市独自相談員を週1日配置し、相談業務や家庭訪問への対応を行えるようにいたします。

また、スクールソーシャルワーカーについては、平成30年に閣議決定された第

3期教育振興基本計画の目標に準じ、中学校区に1名、担当者を配置できるよう人員の増員を図ります。

現在、高尾山学園を拠点にしている登校支援チームは、不登校児童・生徒についてチームで情報共有して検討できる点や、スクールソーシャルワーカーのOJTの観点からもメリットが多いため、当面は現状の1拠点からの活動を展開し、再調査報告書の提言であるスクールソーシャルワーカーの学校駐在ということに関しては、今後の取り得る選択肢として引き続き検討することにいたします。

ここまで、再調査報告書で示された5つの提言についての今後の取組について、説明してまいりました。

別紙2には、これまでのいじめ総合対策、及び今回の提言に対する取組の全体像を、八王子市教育委員会いじめ総合対策としてまとめましたので、このことについて、鈴木指導主事より説明をいたします。

鈴木教育指導課指導主事 私からは、八王子市教育委員会いじめ総合対策について説明します。別紙2を御覧ください。

別紙2は、いじめへの対応において、中核となる役割を担う学校のいじめ対策委員会を中心として、学校が取り組むべき事項、市教育委員会や地域・関係機関、家庭とのつながり、調査報告書の8つの提言を受けた本市のこれまでの取組、また、今回の再調査報告書の5つの提言を受けた本市の取組などの全体像を学校向けに示したものです。

いじめへの対応では、学校のいじめ対策委員会が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核となる役割を担います。

このいじめ対策委員会を中心に、家庭や地域、市教育委員会、関係機関が連携して対応していく必要があります。

そのためのさまざまな施策や機関がありますが、それらが大きく膨らんでおり、その全体像を把握することが難しくなっている状況があると考えます。

そこで、別紙2では、1、学校が取り組むべきこと。2、市の施策。3、学校のいじめ対策委員会と関係機関との連携。4、法の規定をまとめて示しています。

1、学校が取り組むべきことについては、学校いじめ防止基本方針の策定、学校いじめ対策委員会の内容のほか、いじめ防止の校内研修やいじめの未然防止、早期

発見、早期対応、重大事態への対応について、また、家庭への働きかけなどを示しています。

2、市の施策については、調査報告書の8つの提言、再調査報告書の5つの提言を踏まえた施策のほか、教員研修や児童・生徒の出席状況を把握する個票システムについても示しています。

市の施策が未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処など、それぞれのフェーズのどこに対して実施されているものなのかを整理、明確化することで、それぞれの施策の意義を再度確認し、より効果的な形で実施いただくことを狙いとしています。

3点目、学校のいじめ対策委員会と関係機関との連携においては、学校いじめ対策委員会を中心として、市教育委員会のさまざまな施策、教員研修などを実施、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーなどとの連携、支援を示しています。

また、学校いじめ対策委員会を支援する地域や保護者の代表で構成される学校サポートチームや、子ども家庭支援センターなどの地域や関係機関との連携を図示しています。

4点目、法の規定については、いじめへの対応においてはいじめ防止対策推進法や条例など、法の規定に基づいて対応することが必要です。再調査報告書においても、「法違反の不作为」が繰り返し指摘されており、学校が取り組むべきことが法にどのように位置づけられているかを明記するようにしています。

最後に、調査報告書、再調査報告書を受け、本市の基本的な方針の4、その他、いじめの防止等のための対策に関する重要事項に基づき、いじめの防止等に向けてより効果的な取組を実施するため、令和3年度中に基本的な方針の見直しを行うと同時に、第2次八王子市教育委員会いじめ総合対策の策定と、学校や教育委員会がいじめへの対応を行う際の参考となるいじめ対応マニュアルの作成を進めてまいります。

別紙2についての説明は、以上でございます。

山崎教育指導課指導主事 冒頭申し上げたとおり、実効性のあるいじめ総合対策を展開していくためには、教員が子どもと直接向き合う時間を確保することが必要です。このことについて、別紙1の下段の詳細として、別紙3にまとめましたので、別紙

3を御覧ください。

いじめ総合対策を効果的に実行するための校務改善策として、いじめ対応のための時間の確保と教員の業務の改善・支援を柱として、教員が子どもと直接向き合う時間の確保、いじめ対応のための時間の確保を行います。

このため、教育活動の質の向上のためのカリキュラムマネジメントを推進するとともに、履修主義と習得主義のバランスを踏まえ、関係機関・地域等との連携や分担を明確化することで、校務改善や教員業務の精選を行うことを同時並行で進めます。

こうして生み出した時間で、学校いじめ対策委員会を週1回、定期的、かつ必要に応じて臨時的に開催し、法に則った適正な実施と、十分に機能させることを通して、全教員が共通理解のもと、組織的にいじめに対応することを目指します。

また、教員が児童・生徒の学校での様子やいじめ等への対応について記録し、情報共有し、対応を検討する時間を生み出すことが狙いです。

いじめ対応のための時間の確保についてですが、学校いじめ対策委員会及びいじめに関する記録、情報共有、対応検討のための時間として週当たり1時間、年間35時間を確保いたします。

このため、小学校・中学校及び義務教育学校においては、週授業時数の上限を28時間とすることで、年間35時間のいじめ対応のための時間を確保いたします。

具体的には、小学校及び義務教育学校前期課程においては、長期休業中の郷土学習10時間を総合的な学習の時間に位置づけ、短い時間を活用した教科等の指導を15分間、週1回設定することで、年間22時間を共通の確保時間といたします。

中学校及び義務教育学校後期課程においては、郷土学習の10時間と短い時間を活用した教科等の指導を10分間を週2回設定することで、年間24時間を共通の確保時間といたします。

これに加えて、地域行事への参加を教科等の年間指導計画に位置づけることや、短い時間を活用した教科等の指導のさらなる徹底、各種作品コンクールの出展に向けた長期休業中の活動や校外学習等のねらいや内容に応じて、各教科等の年間指導計画に位置づけること。運動会・体育祭等を成果発表の場として捉えることにより、体育科等の年間指導計画に位置づけることを各学校の教育課程編成を弾力的に行え

るよういたします。

さらに授業日数の調整や余剰時数の見直しを行うなど、さまざまなオプションを組み合わせることによって、各学校が年間35時間のいじめ対応のための時間の確保を実現できるようにいたします。

教員業務の改善・支援策については、子どもと直接向き合う時間を確保するための業務軽減、いじめの対応をする教員への支援を軸に展開します。

まず、子どもと直接向き合う時間を確保するための業務軽減については、各学校と取引のある金融機関との交渉・調整により、教員に現金の取扱いをさせない仕組みを構築することで、市費会計の簡素化・効率化を図ります。

これは、市費教材費の金融機関での引き落としや事務職員による決済処理、漢字検定や英語検定等の支払の保護者直接振り込みを行うことによって実現をします。

また、スクールソーシャルワーカーを増員し、各中学校区の担当制を実現することによって、地域の傾向を踏まえた家庭福祉的対応を強化いたします。

さらに、地域総合防災訓練や地域運動会、ロードレースなど、各地域で実績のある行事については、地域住民や保護者が準備・運営を行い、学校が会場提供する形を取ることで共同開催とし、学校と地域が連携し役割を分担することで、教員が児童・生徒の指導に集中できるよう業務軽減を図ります。

次に、いじめ対応をする教員への支援についてです。まず、学校いじめ対策委員会がいじめ対策に実効性を持つ組織として運営されていくために、いじめ対策担当教員、すなわち学校いじめ対策委員会コーディネーターの校務軽減を図ります。

例えば、生活指導主任が、いじめ対策担当教員となる場合、生活指導主任に副主任を置いて、部会の準備や運営、研修会への出席を割り振ることや、児童会・生徒会活動の担当や部活動顧問を免じること、特別の教科・道徳について、副担任を含む学年教員がローテーションで授業を行うことなどの方策を各学校で講じ、いじめ対策担当教員が学校のいじめ対応の核として、十分に機能できるよう、勤務環境を整えます。

また、いじめ対応をする教員の人的支援の側面からは、登下校等の見守りや部活動指導など、教員でなくとも可能な業務、教員よりも教育効果が高いと考えられる業務については、地域人材を積極的に活用いたします。

さらに、全てのいじめの事案に關与する副校長が、対応する教員に対して迅速に指導・助言できるようにするための支援として、電話や来客初期対応、資料作成や校内環境整備、調査事務、会計事務、出勤簿管理や勤怠把握等を行える副校長を補佐する人材を配置いたします。

このような取組を通して、再調査報告書において示された学校のいじめ対策の課題に、いじめ対応の主体となる学校がいじめ対応に真摯に向き合える環境を作り、5つの提言に対する取組を含む、いじめ総合対策を推進してまいります。

本日、決定した内容を、本日午後の総合教育会議にて報告し、6月3日、明日の小・中合同校長会において、決定した対応策を各学校に周知をいたします。

説明は、以上になります。

安間教育長　　只今、説明は終わりました。

まず、本案、別紙3枚ございますけれども、これらについての御質疑をいただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。

伊東委員　　御説明ありがとうございました。

非常に短期間の中でこれだけの施策を立案していただいたということで、本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

そこで、私、たくさん聞きたいことがあるのですが、1つは、かなり新しい取組、組織的な対応を図るための方法が取られていて、それはそれで評価していきたいと思ったのですが、子どもたちの内面を理解していくということで、以前から特定の学年で実施しているQ-Uという調査、このあたりはこの中に何か落とし込めないのかどうなのかということが1点。

それから、3枚目の校務改善のところですね。やはり、学校いじめ対策委員会ができない理由としては、色々なこういった工夫をしていく必要があると思ひますけれども、週時数の中から1時間生み出していくという、この考え方の中の短い時間を活用した教科等指導、ここは説明をもう少し詳しくしていただきたいということが、要は学習指導要領、標準授業時数との関係で、そこまでクリアできるのであれば良いのですが、そのあたりを教えていただければと思ひます。

山崎教育指導課指導主事　　まず、1点目のQ-Uに関してでございますが、別紙2の

下の段のほうですね。フェーズ2、いじめの早期発見の一番下のところに入れさせていただいております。

既に、年2回、Q-Uの実施を全校で行っておりまして、それは引き続き今後も取り組んでまいります。

鈴木教育指導課指導主事 2点目、御質問いただきました。短い時間を活用した教科指導についてですけれども、学習指導要領の中でも短い時間を活用した教科等指導については、記載されております。

その中でも、単発の短い時間で授業をするということではなくて、年間の指導計画の中に位置づけていくということが重要になっておりますので、そのような形で学校にも周知をして取り入れていただきたいと考えております。

安間教育長 他に、本案について御質疑はございますか。

川島委員 本当に御説明ありがとうございます。

お聞きしたいのは、まず、スクールソーシャルワーカー、これは学校担当制にするということで、これはすごく良いことだと思うのです。

資料の1のところの今後の取組のところ、スクールソーシャルワーカー増員、これは10月からというのは、今年の10月からという認識で良いのか。

あと、中学校区に1名担当したということは、現状10名だと思うのですけれども、これを38人にするという認識でよろしいのかというのが1点。

あと、副校長先生の補佐・支援のところ、人的な支援をするというお話がありますけれども、これは新しく誰か、今まで学校にいない方をそこに配置するのか、それとも学校内でどなたかがサブに入るといった認識なのかを教えてくださいと思います。

安間教育長 2点ございました。

溝部教職員課長 まず、2点目の副校長補佐の件でございますけれども、これは基本的には新しい人材を学校に配置していくという考え方でございます。現状、東京都のモデル事業ということで、6校に人材を入れまして、検証しているところの事業でございますけれども、これを拡大していきたいという考え方でございます。

鳥越特別支援・情報教育推進担当課長 スクールソーシャルワーカー増員につきましては、一応、10月からということで、また、一気に38名ということではござい

ません。

今、高尾山学園に10名おりますので、そこを活用しながら、順次増員という形を取っていきたいと考えております。

北川統括指導主事 スクールソーシャルワーカーについては、38人ではなくて、先ほど説明もさせていただいたところなのですが、それぞれの学校にSSWが散ってしまうと、スクールソーシャルワーカー間の情報共有だとか、対応ということがOJTという観点からも、なかなか難しいという声をいただいておりますので、現状は高尾山学園に10名いるけれども、スクールソーシャルワーカーが各中学校区を担当して、そこに繰り返し学校のほうに行って対応していく。

ただ、現在、3,000件以上SSWが対応していますので、その対応に十分応えられるように、十分に学校のオーダーに応えられるように増員していくと、そういった考え方です。

安間教育長 よろしゅうございますか。

川島委員 分かりました。

安間教育長 他に御質疑ございませんか。

笠原委員 本当に色々な対策を具体的に盛り込んで、別紙2などは読み解くのに力がいりますね。質問したいことは2つあります。

まず、別紙2のところ、まだ読み解けていないのだと思いますが、学校が三角で大きくなっていて、真ん中にいじめの対策委員会があるのは、いじめ対策委員会が今回、しっかり作られるという図として読み取れるのですが、外部との連携のところ、警視庁、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、民間施設等々ということで、確かにこれはとても大事なのですが、誰が窓口になるかというのが線にとまってしまっている感じに見えるので、具体的に誰がここの窓口になることをイメージされて、この図が作られているかということをお聞きしたいのが1点。

それから、別紙3のこれは教育委員として勉強不足で申し訳ないのですけれども、教員業務の改善・支援策のところ、先生たちは、このようなことまでたくさんしなければいけなかったのかということばかりです。例えば、市費会計の簡素化や、地域の人材活用などは、現在どの程度行われているのか、もしくは全く行われていないことをこれからやろうとしているのか、教えてください。

山崎教育指導課指導主事 1点目の別紙2のことについて回答いたします。

警視庁と児童相談所、子ども家庭支援センター等、外部機関との連携調整については、事案によって対応する教員は変わってくると考えます。

例えば、警察への対応が必要となるようなケースについては、生活指導主任が対応したり、あるいは福祉的な側面からは、例えば、特別支援コーディネーターの教員が対応したり、あるいは管理職が直接対応を図ることがあると思います。

ただ、委員のおっしゃるとおり、具体的に学校が動いていくためには、誰がそこに対応するのかということも、必要な情報の1つにはなってくるかと思しますので、それを盛り込むような形に更新をしていきたいと思えます。

北川統括指導主事 市費会計についての、正確にどこの学校が、どういうやり方をしているかというのは、今、承知していないのですが、中学校では市費会計のほうは口座振替、引き落としになっている事例が多いと聞いています。

小学校については、現金で扱っている学校も多いですが、今、順次引き落としに更新している学校があると聞いています。ただ、現金で扱うほうが良いという意見もあり、そのあたりのことも、どういう扱いが良いのかということは、各学校の実情を聞きながら、進めていく必要があると思えます。

山崎教育指導課指導主事 中学校側のことについて補足をいたしますが、市費会計については部活動での現金の取扱いというのが多いケースでございます。

以上です。

安間教育長 地域人材の活用について、部活動の外部指導員などは今、どう進んでいるのか報告できませんか。

鈴木指導課指導主事 部活動に関しては、現在、部活動指導員という形で顧問の代わりができる人材が12名、本市では入っております。また、部活動指導員ではなくて、指導補助員という形で180名程度の人材が学校の部活動の技術的な指導に当たっているという状況があります。

安間教育長 登下校の見守りはどうですか。

鴨狩統括指導主事 学校の実情に応じて、例えば、保護者の方を募って放課後の、大体4時ぐらいから集合して、担当制を設けてパトロールや見守りを行っている。あるいは朝ですね、シルバー人材センターを活用されている学校などもあり、そこで

登下校の横断歩道の前ですとか、ポイントになるところに立っていただいて、子どもたちの見守りを行っていただいているケースがございます。

安間教育長 要するに、これまでゼロのところから始めるというよりは、思い切って広げていこうと、こういう考え方だという理解でよろしいですね。

他に、御質疑ございますか。

柴田委員 短期間の間に、これだけの提言を作成していただいて、例えば、別紙1の、今後の取組のところも、早いところでは今月中から始めるというようなものもあって、期限をしっかりと設けているということで、有難く思います。

3点、質問があります。1点目は、この別紙1につきまして、真ん中の課題のところ、1,000人を超える不登校児童・生徒がいるという現状が書かれていますが、この1,000人、さまざまな経緯をたどって不登校という状態になってしまったと思いますが、その要因分析、大体何割がいじめを原因とするものなのか、何か色々な要因分析みたいなものが、もし進んでいるのであれば、現状を教えてくださいたいと思います。

2つ目は、別紙の3につきまして、先ほど伊東委員が質問された短い時間を活用した教科等指導につきまして、私もイメージがよく湧かないのですけれども、これは例えば、モジュール授業のようなイメージで、この提言をされているのかどうかということ。イメージが湧かないので、もう少し詳しく教えてくださいたいと思います。

それから、地域人材を活用した学校教育を、今までもやっていますけれども、より一層展開していくということですが、この地域人材をコーディネートする役割を担う部署というのですか、そちらはどのような部署を想定しているのかということを教えてくださいたいです。

安間教育長 3点ございました。

鈴木教育指導課指導主事 不登校の1,000人の内訳ですけれども、大ざっぱに分けてということですが、平成30年度に関しては、学校に係る状況が不登校であると答えた児童・生徒が約半数ほどおります。半数を少し超えるぐらいが学校に原因があるということです。その内訳としては、詳細な数字をお答えできないのですが、学力的な部分や人間関係のトラブル、学校のきまり、そういうも

のに対しての不適応等があります。

また、家庭に係る状況が不登校の状況であるという生徒もおりまして、家庭の両親の状況、保護者の状況、そういうところが原因となって欠席、不登校になっているという生徒も約半数程度おります。

北川統括指導主事　不登校の数字ですけども、今、鈴木指導主事からもありましたが、令和2年度で申し上げますと、原因別で言いますと学校に係る状況が不登校であると答えた人数が242名。家庭に係る状況が不登校であると答えた人数が151名。そして、本人に係る状況が主たる要因と、これが学習だったり、本人の特性、そういったことになりまして、こういったものが726名と。一応このような整理をしています。

ただ、詳しく個票システム等で見ていくと複合しているものもあって、この整理の仕方というのが本当に正しいのかどうかというのは、複合的に詳しく見ていくということは必要だと見えています。

次に、短い時間を利用しての学習についてですが、これは、1つ明確に言えるのは、通常の授業と切り離して、ドリルだけをするということではなく、通常の年間指導計画に位置づけた単元に関する学習であるということです。子どもによっては補充的に、例えば、分かりやすいところで申し上げますとドリル的なもので把握をして、習熟を確かにするということもあり得ますし、もっと詳しく調べたいということで発展的に計画をすることもあり得ると思います。このあたりは年間指導計画に位置づけて、単元ときちんと合わせた上で、きちんと10分、15分の計画をしていくことで、まさに学習の個性化ということが令和の日本型学校教育とありますけども、こういったものに対応するものになるだろうと、そのように考えています。

高橋地域教育推進課長　3点目の地域人材の活用についてでございますが、ほとんどの学校においては、学校コーディネーターさんが、その役を担っていただいているというところがございます。現在、当課におきましては、いわゆる学習支援であったり環境整備であったりという、さまざまな学校支援に対するメニューについて整理をかけているところがございます。さらに、これが活用できるように各学校に周知を図っていく考えでございます。

柴田委員 ありがとうございます。

安間教育長 他に御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 私から1点。1枚目の別紙1の一番上の提言の1の対策委員会に関する部分について。このことについては、もう既に教育委員会で昨年末あたりから何度も話をし、今年の2月には学校いじめ対策委員会による認知と解消の公文書作成について、各学校に指導をして、この4月からもう運用は開始されていると認識しています。そうすると、これはその書式を決めるという意味なのですか。それとも、4月からスタートできなかったから、改めてやるという意味ですか、どちらですか。

鈴木教育指導課指導主事 今、お話のありました認知の報告書、解消の報告書につきましては、もう既に運用を始めております。今回のこの提言の1の部分に関しては、学校のいじめ対策委員会の議事録等に関しては、今、現状では学校ごとの個別の様式に任せているところがございます。それを、こちらのほうでモデルとして様式、またその実施の形態等、お示しをしていくというふうに考えております。

安間教育長 要望です。今のことを前提にして、進めてください。

鈴木教育指導課指導主事 はい。

安間教育長 それでは、協議に入りたいと思います。

本案についての御意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

伊東委員 全体的なお話を伺いまして、教育委員会として、このいじめの再調査報告書についてさまざまな提言を反映して、色々取り組んで、考えられる限りということに大げさですけども、相当の対応を図ってきているものであるということに関しては十分理解をしております。

これを、どう各学校のほうに周知していくのか。学校としては、これだけのものが学校に伝えられることによって、学校の教育活動に少なからず影響が出る可能性があるでしょう。特に教育課程編成に関わる部分、これは既に本年度、令和3年度は走り始めているので、これをどう教育課程を変更していくのかというような、これはとても大事なところで、ぜひそれを実現してほしいと思います。

学校への周知の仕方ですとか、それから選択の内容を一人ひとりの先生方に十分

理解していただくために、先ほどマニュアルを作っていくというようなお話もありましたが、そういったことを、これからどう丁寧にやっていくのか、やはり指導主事の方々のお力にかかっている部分が非常に大きいと思います。

校長会ですとか、あるいは教務主任会、生活指導主任会等で丁寧に説明されていくと思いますけども、継続して今後、数年間同じようなことを何度も何度もやっていかなければいけないのではないかという感想を持ちました。

とにかく大変ですけども、しっかりやっていただければと思います。

以上です。

安間教育長 他に御意見ございますか。

川島委員 今回のこれを、やれることは速やかに実行に移していくということをお願いしたいのが1つ。

また、資料3のところの教員業務の改善支援のところ、全体大枠で6つございます。その中で、地域が関係してくるところが6つ中2つ、かなり大きなウエイトを占めていると思います。

その中で、地域人材の活用による支援の強化というところですが、先ほど御説明で、学校コーディネーターの方に御活躍いただいているというのがございました。これは当然私も承知しているのですが、なかなか学校単位で地域人材の活用というのは、すごくうまくいっているところもあれば、なかなか難しいところ、うまく機能していないところもあるというのが実情だと思います。

ですから、ここの部分は教育委員会のほうから学校のほうに丸投げと言いますか、そのまま投げるのではなくて、市としても、例えば、人材バンクではないですけど、こういう人たちがいて、市内だったら、ここにはこのような行けるよとか、そのようなシステム作りも進めてあげないと、なかなか業務を軽減するために地域人材を活用したいけども、その地域人材を探すのにすごく一生懸命になってしまって、何か矛盾点が出てきてしまうことを避けていただけたらと思います。

安間教育長 他にございますか。

笠原委員 本当に今、ここに示していただいたことが機能するようにしていただくということが、もう本当に何よりだろうと思っております。出している内容は、どれも必要なことばかり、すばらしいことばかりなので。でも、実行されな

いと本当に意味がないのでお願いしたいと思います。

2つ述べさせていただきますが、1つは、この別紙1で述べられている内容が実行されるということはとても大事なことです。これはもう言わずもがなかもしれませんが、決して私たちはいじめ自警団になるべきではない、いじめを見つけて、やいのやいのと言う立場ではないということで、何でこれを発見しないといけないかというのは、対策を打つために、何かできることがないかということのために我々はここに心血を注ぐわけで、やはり、先ほども御質問の中で先生方がおっしゃっていましたが、原因探しというのは本当に意味がないのです。原因って分からないです。原因は分からないけれども、リスクファクターがそこにあるという考え方をすると良いのではないかと思います。

要因はどれか1つに絞られることはなくて、指導主事のお話にもありましたが、家庭の問題、御本人の問題、そして学校の問題、それはどれも3つともえで関わって合っていて、さらに地域の問題などが影響し合っていて起こってくるので、いじめというのは1つの表れた形、その表れる背景にどんな葛藤がそこにあるのかということですね。どんな気持ちを本当は表したいのか。

例えば、ある例としては、ばかにされるのがすごく嫌な子が、人をいじめるということがあります。では、なぜその子はばかにされるのがそんなに嫌なのかということが分からないと、そのいじめに対処はできないのですけれども、そんなことをその子から聞けるかどうか分からないわけですね。そのためには、その子が、そのことを恐れている背景はもの凄く色々なファクターがそこに関わっていて、それが起こっているかもしれない。

また弱い者いじめというのは本当によくあります。弱い子を見ると、子どもっていじめたくなってしまう。でも、それって何なのだろうと。子どもの心理の中に、健康な心理の中にも自分がどんどん成長していくために、そういう力が働くことがあるのですけれども、それがことさらに何か問題が生じてしまった時に、大人たちは介入しなければならないです。

例えば、弱い者いじめをしたくなる子どもがいたとしたら、では自分が成長していくことを示すのはいじめしかないのか、「いじめという態度を取らなくても、君の成長は幾らだって証明できるよ」というのを示してあげれば、それはいじめになら

ないわけだという、大人がいじめに対して対応するということは、その子がなぜそれを行っているのか、その背景にあるものを読み解くということがすごく重要なので、その読み解く力をつけるのが、この研修であったり、このシステムであったりするのだと思います。

やはり、目の前で起こっているいじめだけを見ていても本当に分からないので、ここで何が起こっているのかということを知ることです。

そのために、別紙2の先ほど私が質問させていただいた、いじめ対策委員会に、やはり情報がないと、これは目の前で起こっていることだけでは分からない。そうすると、外部機関からの情報も必要になってくることがある。

この時に、私のこれは1つの御提案というか、考えていただく材料にしていたければ良いのですが、先ほど私が、誰がこれを受け止めるのかと申し上げた時に、統括が考えなくてはいけないとおっしゃってくださったので、例えば、1つの案として、いじめ対策委員会がやることの1つに、こういう外部機関との連携を取るのも対策委員会の仕事ではないかと思います。この中には当然、校長先生も副校長先生も入っていらっしゃいますので、受け取る人は、窓口の人は校長先生かもしれないけれども、それは校長先生として個人が受け止めるのではなくて、いじめ対策委員会が、それを収集するというようにすると、この委員会の機能がすごく有機的になっていくと思います。

また、個人が、校長先生が言ったとか生活指導主任が言ったとか、そういう話ではなくて、委員会としての総意であるということ、そこで位置づけられていくので、そういう情報のプールの仕方というか、集め方も必要だと思っています。

最後になりますが、この別紙2というのは私もすごく大事だと思うのですが、きっとこれからまだ色々トリバイスされていくのでしょけれども、矢印が閉じないように、どこかで詰まってしまうと、そこで終わってしまうので、そこに責任が1つに行くとか、循環しない図というのは機能的にならないと思います。行き詰まってしまうので。必ずどこかの矢印が外に出たら中に戻すし、中に矢印が向かったら外に回るように、どこかとはつながった機能ができるようなイメージを図にしていたら、現場の先生たちにも伝えやすいと思いました。

安間教育長      ありがとうございます。要望をいただきました。

笠原委員 議案としては、賛成いたしております。

柴田委員 今後の取組のところ、さまざまな策が講じられていますけれども、実際に、これは走りながら検証していくということになると思います。その時に、できれば、特に若手の現場の先生方の声というものを反映させていただいて、改善につなげていただきたいと思います。

どの先生でも、実施可能な指導というものの体制をしっかりと作っていただいて、八王子の教育体制が良いものになっていけば良いと思っているのですが、特に若手の教員への、こういう取組をただ示ただけでイメージが湧かなかったり、また、直接そういった教員が現場でいじめ対策を行うに当たって、また、いじめに関する指導を行うに当たって苦労していることや、課題だと思っていること、また、上司や同僚に相談したいけれども、なかなかできないこと、そういうことを何か拾い上げるような機会を、ぜひ作っていただければと思います。

安間教育長 ありがとうございます。今後への要望というような御意見が多かったろうと思います。

私からも1点。原案に対する賛成で、今後の改善点という話でさせていただきます。

笠原委員からも具体的に御指摘がありましたけど、やはり、この別紙の2は学校向けには良いのかもしれませんが、市として全体で何をやっていくのかという意味では、分かりにくいという気がしますので、ここは改善の必要があるかと思いません。

このような報告書が出たから何々をしますよという話になると、そのことが説明の中心になってしましますが、今日の議論の中でも出ましたが、今までやってきたこともあるわけですね。だから、全体構想というのは、やはりそのところに力を入れなければいけない。

何が付け加わったのか、何を改善したのか、何を継続していくのか。その辺の整理が必要になるのではないかということを感じましたので、どこかで改めて整理をしていただきたい。

それと、この教育委員会定例会の公開の場で、これまでの取組について、私、お時間をいただいております。

平成30年8月28日に発生をした、この中学校の生徒に関わる事故につきましては、その時点で学校に対して事実、何があったのかという調査依頼をして、教育委員会としては9月10日に、それまでに当該生徒にあった事案をいじめと認識をしています。

そして、その教育委員会定例会の中で保護者の意向を聞くこととし、その上で、詳細がよく分からないから、第三者委員会である調査部会を設置しましょうと、こういう決定をしているわけです。

保護者の了承を得られたのは、11月6日でした。その間、保護者の方はお悩みになったのでしょうか。この11月6日に了承を得ましたので、11月28日に第三者による教育委員会としての調査を開始しています。

一方で、平行して調査結果を待たずとも、やれることはすぐに実施するという教育委員会での決定をして、まずは児童・生徒が相談できる大人、これが大事だと。これをしっかりと確立しようという5つの施策を始め、これを平成30年度内に実施をし、翌年度の平成31年度と、令和元年度ですけれども、この当初からは新たな施策として子ども見守りシートなど6つの施策を考えて、教育委員会として実施をしているわけです。

その夏、この間1年弱ですね、令和元年8月7日には第三者委員会である調査部会から報告書を受理しました。そして、ここで提言された4つ、スクールソーシャルワーカーの増員、学校心理士スーパーバイザーの設置、スクールロイヤー制度の創設、そして命の大切さを共に考える日の制定、これを1年後に開始したわけです。

なお、この調査結果を得て、その年の夏過ぎ、9月13日には市教育委員会の権限の下に、関係教員4名に対して厳重注意処分をしております。

令和2年度、つまりその年に計画をして、その翌年度には情報機器会社によるメディアリテラシー教育を全小学校6年生に。民間会社によるソーシャルスキルトレーニングを全中学2年生に。全教員を対象にしたいじめ防止研修を実施。さらに、学校いじめ対策委員会による認知と解消の公文書作成。これについての運用は本年度当初から始めたと、こういう経緯になっているわけです。

ぜひ、これまでの対応を踏まえて、どのように構築していったのかというのが分かるような資料作成をしてもらいたい。

そして本年度、令和3年度に市長から八王子市いじめ問題調査委員会による再調査報告書を受理したわけであります。

時間をいただいて経過を話しましたが、この再調査報告書に関して、具体的な対応については、私は大きく2点あると思っています。1つは、学校が形式的にならないような、そんな子どもたちへの対応をするということを強く言われたと思います。

先ほど、北川統括指導主事の答弁、私は感心した。これまで教育委員会でも何度か指摘しましたけれども、これまでの国の調査、問題行動調査では不登校というと、先ほど笠原委員から鋭い指摘がありましたが、要するに大人というのは要因を特定して安心したいものだから、不登校の原因は何ですかと。それで選択肢の中から選んで、学業不振が何%です、家庭の問題が何%ですと、そのような調査をしていたのです。それを否定されたと私は思っています。

子どもというのは、そんな単純なものではないと。だから、まさに形式的にならないような対応をしなくてはいけないということを、今回1つ、すごく強く指摘された。

そして、もう1点が、保護者とともに社会とつながっていること。そして、9年間継続して見守ること。こういうようなつながりという点。この2つが私は具体的に、この報告書で示された大きな点だろうと解釈をしています。

ぜひそういった目で、特に別紙2についての改定を、今後、市民等に分かりやすい改定をお願いしたい。

そして、強調しておきたいのは、今回の提言を受けて、私ども教育委員会の根本的役割というものは、教員が子どもと直接関わる職務に専念できるような環境作りだと、これが私たちの役割だと強く認識をしました。

一見、この教員業務の改善支援策を見ると、教育システムの改革の1つの手法である働き方改革と見られていますが、ここに込められている思いは、そのような1つの手法の話をしているのではないのです。教育の根幹に関わる問題、学校は何のために存在するのかという、私はその問いかけがここにあると思っています。事務局の皆様も、ぜひそう理解をしてもらいたい。

要は、ここには学校の先生たちに何をしてもらいたいのか、子どもたちには何が

必要なのか、それが学校だという、そのメッセージがあるのだということを、ぜひ、皆様方に認識をしてもらいたいと強く思っています。

学校の先生たちは、先ほどありましたように、集金のお金を休み時間に10円玉が1枚、2枚と数えているのだったら、子どもと接してもらいたい。その作業が必要だというのなら、やはり、私はそれは、他の人にやってもらいたい。これは強く思っております。また学校の先生方にも、思い切って、やらなくては良いことはやらないという決意と覚悟、自分たちに任されている役割というのは何なのかと、それを感じ取ってもらいたい。

今回の改善策を話す上で、あのような事故があったから、こういうような対応を教育委員会がやるという話には終わらせたくない。ぜひ、そのことは教育委員会の事務局の皆様が一丸となって話をしていただきたい。

いつも話している話ですが、これは教育指導課だけの問題ではないし、学校教育部だけの問題ではない。他の部の方々も一市民でありますから。ぜひ、教育委員会のこういうメッセージを学校にも、教員に会うのだったら教員にも、子どもたちにも、そして地域の方々にも、ぜひ発信をしていただきたいと思います。一丸となって、この問題に取り組んでいきたいと、そのように決意を述べさせて、賛成の意見とさせていただきます。

それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第20号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第20号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第5 第21号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「桑都日本遺産センター 八王子博物館」の開館時間の変更についてを議題に供します。

本案について、御説明願います。

福島生涯学習政策課長 それでは、第21号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防

止に向けた「桑都日本遺産センター 八王子博物館」の開館時間の変更につきまして、文化財課の岡部課長補佐より御説明申し上げます。

岡部文化財課課長補佐兼主査　それでは、御説明させていただきたいと思います。資料2枚目の議案関連資料をつけさせていただいておりますので、そちらに沿って御説明させていただきます。

こちらにつきましては、前回、前年度に開館時間について桑都日本遺産センターが開館するに当たり、午前10時から午後7時までということで議案を出させていただいて、可決をいただいているところです。資料の1番、今回変更させていただく理由としましては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の延長という形で発出されましたので、それに伴い、感染拡大防止を図るための変更でございます。

2(1)こちら議案の1の開館時間と同じになりますけれども、午前10時から、変更前は午後7時までだったところを午後5時まで、2時間短縮して感染拡大防止に努めたいということとさせていただければと思います。

期間についてでございますが、令和3年6月12日(土)から緊急事態宣言解除の日までという形でさせていただきたいと思います。

同じく開館日でございます。今現在、桑都日本遺産センターは開館自体しておりませんが、こちらにつきましては同日令和3年6月12日(土)の午前10時から開館をさせていただきたいと思っております。

(4)の経過につきましては、当初令和3年4月29日に開館予定でしたが、やはり新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発出に伴い、開館の日程自体を延長しているところでございます。それに伴いまして、今回6月12日にオープンという形にさせていただければと考えております。(4)の経過にもございますように、4月22日から内覧会を関係機関の方向けに適宜実施しているところではございますが、この6月12日までの間にも市内の各小・中学校から社会科見学のお話を多々いただいております。かなりの数をいただいておりますが、そちらについては開館前でございますが、皆様お越しいただいて、御覧いただく予定であります。また開館後も多くのお子さんに御覧いただいて、郷土史に触れていただければと考えております。

( 5 ) のオープニングセレモニーでございます。こちら本来 6 月 1 2 日の開館に合わせてオープニングセレモニー等を開催する予定でございましたが、こちらにつきましては緊急事態宣言解除後に日にちを改めて検討させていただいて、決定次第、また御案内を差し上げて、開催をしたいと思っております。

3、今後のスケジュール、こちらは議案の 3 の周知方法と重なるのですが、本日、議案という形で上程させていただいておりますけれども、その後、6 月 4 日に市のホームページに掲載をさせていただいて、広く周知をさせていただければと考えております。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、説明が終わりました。本案について、まず御質疑ございませんか。  
よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようであります。

それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第 2 1 号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第 2 1 号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 それでは、続いて報告事項となります。

教育指導課から報告願います。

北川統括指導主事 それでは、令和 2 年度（2020 年度）八王子市学力定着度調査の結果について、御説明いたします。

報告趣旨を先に御確認させていただければと思いますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の関係で臨時休業の期間があり、また分散登校の期間がありました。これにより、児童・生徒の学力について、例年に比べてどのような変化があったの

かということ。結果、どのような取組を学校がしていたのかということについて、御報告するものでございます。

それでは、担当の大野木指導主事から説明をいたします。

大野木指導主事 昨年度、令和2年2月の教育委員会定例会にて、9月に行った中学校第1学年及び義務教育学校第7学年の市の学力定着度調査の結果の実施結果について、御報告をさせていただきましたが、その後、小学校及び義務教育学校第4学年の実施した結果がまとまりましたので、改めて小・中・義務教育学校合わせた形での結果を御報告させていただきます。配付資料、A3判の資料、令和2年度（2020年度）八王子市学力定着度調査の結果についてを御覧ください。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、学校は2か月の臨時休業を余儀なくされました。そのような中で、子どもたちの学びを止めない工夫を各学校が取り組んでまいりましたが、やはり、気になるのは子どもたちの学力の保障でした。そこで、全国学力・学習状況調査と東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査が中止となる中でも、市の学力定着度調査は実施し、コロナ禍での子どもの学力への影響を確かめました。こちらの表には、小学校及び義務教育学校第4学年の結果と、中学校第1学年及び義務教育学校第7学年の結果を、令和元年度の結果と比較する形でお示ししています。数値は、誤答児童・生徒の割合となっております。

小学校及び義務教育学校第4学年の結果についてですが、令和元年度から5ポイント以上誤答児童が減った問題。二重丸をつけている項目でございますが、四則混合の式の計算や、数直線上の数値の読み取りなどに向上が見られます。このような内容については、繰り返し取り組むことで正答することができる問題でございますので、各学校において補修や既習事項を振り返る時間を利用し、教科書例題レベルの習得目標問題の確実な習得を目指す取組をしております。

今年度は、全校が具体的な取組を教育課程に位置づけている上、取組内容も年々充実しており、経年変化としても結果が現れております。なお、令和元年度、令和2年度ともに誤答児童が多い問題や、既習漢字を正しく書く力についても、引き続きドリル型の反復練習等の取組が必要だと考えます。

中学校第1学年及び義務教育学校第7学年の結果については、2月の定例会でも

報告させていただきましたが、誤答生徒の割合が令和元年度から大幅に減っています。これは実施時期を5月から9月に延期したことが要因の1つであるという見方もありますが、小学校同様、補習等の取組の効果も現れていると考えられます。

中学校第1学年及び義務教育学校第7学年は、9月の調査後、課題に応じた学習指導を行い、1月に改めて類似問題による確認テストで、誤答生徒の把握をしました。令和2年度の調査結果の中で、枠で囲んである数値が1月の結果です。全ての項目で誤答生徒数が減少しました。このように、調査結果を基に指導が必要な児童生徒へ課題に応じた学習指導を行い、改めて定着したかを確認するという一連の流れを毎年定着させることで、習得目標値未達の児童生徒を減らすことができるのではないかと考えます。

冒頭でお伝えしたコロナ禍での子どもへの学力への影響についてですが、令和2年度調査の各項目の結果と、近年の学力調査の各項目の結果を比較したところ、多少の誤差はあるものの、大きな差は開いていないことから、学力における影響は少なかったと見ております。

この結果の背景には、各学校が学習を取り戻す取組や、学力向上に向けての取組を継続してきたことが影響しています。資料の左下を御覧ください。学習の遅れを取り戻した学校の具体的な取組の一部を御紹介します。

1点目は、朝の時間に短い時間を活用した教科指導を取り入れ、単元の復習や既習事項の振り返りを行いました。

2点目は、夏季休業中に1学期の内容を遡って復習をする教室を開き、指導を行いました。

3点目は、放課後に学習教室を開き、既習事項の中で生徒が分からないところを個別に指導をしました。

4点目は、定期考査前の一定期間を活用して、学習内容を改めて振り返る復習を実施した学校があります。

それぞれの学校で、2か月分の遅れを取り戻す工夫をしてきました。

次に、令和3年度、各学校が教育課程に位置づけた習得目標問題の確実な定着を図る特色ある取組を御紹介します。今年度も本市では、市立小・中・義務教育学校、全ての子どもたちが義務教育終了段階において、身につけておくべき基礎的、基本

的な知識及び技能を確実に習得させることが大切であるという認識の下、習得目標問題を確実に習得させる取組及び授業改善を続けております。

資料右下を御覧ください。1点目は、1人1台端末を活用して、ドリル型学習コンテンツでの復習を事業や家庭学習に取り入れる。

2点目は、中学校の生徒が小学校の児童に勉強を教える先生となる学習会を実施する。

3点目は、保護者が同意の上、習得目標値未満の児童対象補習教室を放課後に実施する。

4点目は、八王子ベーシックドリルや東京ベーシックドリルの問題を活用した学校独自の校内学力定着度調査を実施し、児童のつまづきを教員が把握した上で指導に当たる学校があります。

次に、裏面を御覧ください。こちらは習得目標値未満の児童生徒の推移をまとめたものです。習得目標問題の問題数を基に、習得目標値未満の児童生徒数と、その割合を表しております。資料の上が国語科、下が算数、数学科となります。

例えば、国語科の一番上の段は、昨年度の中学校3年生が小学校4年生の時、習得目標値未満の人数が1,175人いましたが、中学2年生の時には386人に減少したということが分かります。

なお、先ほども御説明しましたが、令和2年度は全国学力・学習状況調査と、東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査は実施されておきませんので、小学校及び義務教育学校第4学年と、中学校1年生及び義務教育学校7年生のみ人数をお示ししています。

この表にある経年による推移ですが、各調査により出題形式が異なっているのが現状です。このような現状を踏まえ、今後はより正確に児童・生徒の習得目標問題の習得状況を経年で把握し、一人ひとりの定着の状況に応じた指導方法の改善を行うために、今年度から新たな市の学力定着度調査を実施していきます。実施方法としては、習得目標問題に特化した内容で、年2回実施し、児童・生徒の状況を継続的に把握しながら指導を行ってまいります。

最後になりますが、習得目標問題を解けなかった子どもたちが、さまざまな取組を通じて1つでも多く問題を解けるようになり、子どもたち「自信がついた」、「分

かった」という経験をより多く積みせることで、「やればできる、やってみよう」という気持ちを持てる子どもたちを育てていきたいと考えております。

以上で私からの報告を終わります。

安間教育長　　只今、教育指導課からの報告が終わりました。

本件について、御質疑いただきたいと思いますが、その前に、要は、これは去年の小学校4年生、去年の中学1年生が、コロナ禍によって学力に関する影響を受けたか受けないかを、その前の年の子どもたちと比較をして調べた資料ということで良いですね。ですから、答えを間違えた児童や生徒の割合というのがマイナスになっているということは、逆に言うと、その前の年の子どもたちよりもできが良いということになるのですね。

それを先ほど、誤差の範囲とおっしゃったのですか。それとも、12月実施だったけど2月実施した、5月実施だけど9月実施した。つまり期間があったから、その間に、遅れを取り戻そうと指導したから、成果として出てきたと、このような考え方でよろしいですか。

笠原委員　　お聞きしたいことがあります。今の議論にもう1つ、本当に勉強について来られない子がテストを受けていないという確率がどれくらいあるのかというのを教えてください。

安間教育長　　そうですね。

大野木教育指導課指導主事　　予備日を設定しております。実施日の前後3日間ほど予備日を設定しておりますので、その中で実施ができるように配慮しています。

安間教育長　　今のは、何の質問に対する答えですか。全然分かりません。

大野木教育指導課指導主事　　申し訳ありません。その日に実施ができない児童生徒は、予備日に実施ができるということで、予備日を取ってできるだけ多くの児童・生徒が受けられるようにしたという説明をさせていただきました。

安間教育長　　つまり笠原委員がおっしゃった、受けるべき子が受けていないのかという質問に対する答えをお話しになったのですか。

大野木教育指導課指導主事　　はい。

安間教育長　　つまり、その手法を取るなりして全員受けていますということが言いたいのですか。

大野木教育指導課指導主事 はい。

北川統括指導主事 やはり、これは学校の努力だったのではないかと、すごく思います。

安間教育長 どちらの質問に対する答えですか。

北川統括指導主事 実施時期が後ろになっているということが、誤差なのかどうかというところですね。すみません。学校が、かなり努力をしたと考えています。やはり、通常の授業が始まってから、特にこれまで習得目標問題については必ず子どもたちに習得させるようにというメッセージは、かなりこれまでも繰り返し伝えてきていることです。

あと、教育課程上にもそういった取組を位置づけていることから、必ずできなかった子どもたちに対して補習をしたり、繰り返し指導をしたりして、できるようにさせた結果が、1つ昨年度と大きくはそう変わらない結果に結びついたと思います。

安間教育長 笠原委員からのご質問に正対した答えをください。

この結果でマイナスになっている。つまり、間違えた子どもたちが減っているのは、コロナ禍で来られなかった子がいるからではないですか。どうですか。全員受験しているのでしょうか。そう言えば良いのではないですか。

北川統括指導主事 対象は全員ですので、そういった影響ではなくて、結果としては全員の児童生徒の結果が出ていると捉えています。

安間教育長 全体の質問を先にさせていただきましたが、各委員からございますか。

伊東委員 毎回この学力定着度調査を拝見させていただきまして、特に裏面のほうの入学してきた子どもで学習の遅れがクリアされていく数が減っていくという、こういう取組が極めて重要であるということに関しては、本当に貴重なエビデンスではないかと思っております。

そういったことを前提にして、私は少し意見を言わせていただきたいのですが、この学力調査をやって、数がこう変化した。これは貴重なエビデンスですが、どのような指導をしたからこうなったのでしょうか。

先ほどから御説明していただいたのは補習をしたとか、あとは学習指導という、そういうお話がありました。特に表面の下段のほうに、主な取組が書かれていますが、実は本当に大切なのは、この取組だと思うのです。学校によっても差があるで

しょうし、これは平均値を出しているのだと思いますが、どの学校でどういう取組をしたか、この取組の、これインデックス的な記述になっているのですが、もう少し詳しい取組の事例というものを出していただいて、こういうような取組が非常に効果的であったので、学力が、あるいは学び直しが効果があったというようなものを市内全域にもっとメッセージとして出して、こういった取組のエビデンスとして、こういう数字があるというような表示の仕方のほうが、どちらでも良いのですが、教員に伝わっていく形としては、どのような取組が意義があるのかということが明らかになるのではないかと考えております。

やられていることは極めて重要で、極めてこれからの学校の教育の中で考えていかなければいけないことではありますけれども、その指導の在り方を、みんなでもっともっと模索して、明らかなものとして市内全域で国語、算数、数学に関する基礎、基本の徹底を図っていくということをお願いしたいと考えております。

以上です。

安間教育長 他に御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 これは市民に説明するための資料ということですが、今、伊東委員のほうから学校向けには違った方法があるのではないかとというような御指摘がありました。それは、もう全くそのとおりですよ。教員が、これを研修として、自分の指導法を見直すための資料としては皆様方のほうで、それを工夫して校内研修のほうでお使いいただきたいと思います。

改めて、ある一部分ではあるけれども、例年どおりの結果にまで持ってくる事ができたというのが結論だという報告で、受け取らせていただきたいというふうに思います。

以上で、公開の審議は終わりますけれども、委員の方から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方々、恐縮ですが御退席をお願いいたします。

再開は11時35分とさせていただきます。

【午前11時25分休憩】